

輪島市監査公表第 38 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成24年11月30日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成24年11月16日（金） 監理課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成24年度の監査資料（平成24年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成23年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 監理課の業務については、庁舎の外所管する施設や土地の管理、庁用自動車の維持管理、景観地保護管理等があるが、定期的な点検・確認を行う等、引き続き「安全第一」に各管理業務に努めていただきたい。
- 各課からの随意契約の合議の伺いについては、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に掲げる理由に基づいて、契約行為がなされているかを十分に精査していただきたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

①市有土地貸付料の滞納額について

不況の要因もあり、直近年度において多額の滞納額が発生している。不納欠損も視野に入れて、滞納額削減に向けての対策を示していただきたい。